

定款

一般社団法人戸田市薬剤師会

平成29年 5月16日作成
平成29年 5月26日定款認証
平成29年 6月 1日法人設立

一般社団法人戸田市薬剤師会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人戸田市薬剤師会（以下「本会」という。）と称する。

(主たる事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を埼玉県戸田市に置く。

(目的)

第3条 本会は、薬剤師の倫理の高揚及び学術の向上を図り、医薬品等の供給・適正使用の推進及び薬業の進歩発展を通じて地域の保健医療の充実を図ることをもって、市民の健康・福祉の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 薬学の振興及び会員の職能の向上に関する事業
- (2) 薬事衛生及び医療安全の向上に関する事業
- (3) 薬学及び薬業の発展に関する事業
- (4) 社会保険制度の適正な運用に関する事業
- (5) 薬学教育の支援に関する事業
- (6) 休日・平日夜間急患薬局の運営への協力に関する事業
- (7) 学校保健に関する事業
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した薬剤師
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した薬剤師以外の者
- (3) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で理事会の推薦を受け社員総会において承認された者

(入会)

第7条 本会の会員（名誉会員を除く）になろうとする者は別に定めるところにより申し

込みをし、会長の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会の会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(社員総会)

第13条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会の招集は、理事会がこれを決し、会長が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。
- 3 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権)

第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、社員総会において社員の中から選出する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 前項の議事録には、議長及び出席した社員の中から社員総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

第4章 役員等

(員数)

第19条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、必要に応じ副会長3名以内、常務理事3名以内、専務理事1名を置くことができる。

3 会長は一般法人法上の代表理事とし、副会長、常務理事及び専務理事をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

(選任等)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、理事及び監事のうち1名は社員以外の者から選任することができる。

2 会長、副会長専務理事及び常務理事は、理事の中から理事会の決議によって選定する。

3 監事は、本会又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員された理事の任期は、他の理事の残任期間と同一とする。

(理事及び役付理事の職務権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め定めた順序により、会長の職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。

5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、本会の業務を執行する。

6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員報酬等)

第24条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給基準により、報酬等を支給することができる。

(責任の一部免除等)

第25条 本会は、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、同法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、法令の限度において免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第26条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、常務理事及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め定めた順序により、副会長が招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 会 計

(事業年度)

第31条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第32条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第33条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項第3号及び第4号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けな

ければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

第7章 補 則

(顧問)

第34条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議を経て会長が委嘱し、その任期は移植した会長の在任期間とする。

3 顧問は、会長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(委員会)

第35条 本会の運営を円滑に推進するため、理事会の決議により必要な委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任又は解任する。

3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(事務局)

第36条 本会の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長及び職員を置くことができる。

3 事務局長は、本会に専務理事がいるときは専務理事をもって事務局長とし、専務理事がいないときは会長が任命する。

4 職員は会長が任命する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

(残余財産の帰属)

第37条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(解散)

第38条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(委任)

第39条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第40条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第41条 当法人の設立時の理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事	染川 智行
設立時理事	武長 忍
設立時理事	野口 昌也
設立時理事	佐貫 佳子
設立時理事	相良 常治
設立時理事	伊藤 剛志
設立時理事	成塚 康之
設立時理事	芹澤 寿晴
設立時監事	宮下 由美子

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第42条 当法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都練馬区三原台一丁目25番35号	染川 智行
埼玉県戸田市上戸田三丁目20番6号	武長 忍
埼玉県戸田市上戸田一丁目13番6号	野口 昌也
埼玉県さいたま市南区辻一丁目4番13号 バームハイツ南浦和113	佐貫 佳子
埼玉県戸田市中町一丁目22番地の4 (ジャスティムK2-302号室)	相良 常治
埼玉県蕨市北町二丁目6番2号	伊藤 剛志
東京都足立区小台二丁目9番4号	成塚 康之
埼玉県蕨市中央一丁目7番1号 シティタワー蕨1105号	芹澤 寿晴
千葉県市川市大洲四丁目19番12号	宮下 由美子

(法令の準拠)

第43条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に伴う。

以上のとおり、一般社団法人戸田市薬剤師会設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士市川徹は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成29年5月16日

東京都練馬区三原台一丁目25番35号

設立時社員 染川智行

埼玉県戸田市上戸田三丁目20番6号

設立時社員 武長忍

埼玉県戸田市上戸田一丁目13番6号

設立時社員 野口昌也

埼玉県さいたま市南区辻一丁目4番13号バームハイツ南浦和113

設立時社員 佐貫佳子

埼玉県戸田市中町一丁目22番地の4（ジャスティムK2-302号室）

設立時社員 相良常治

埼玉県蕨市北町二丁目6番2号

設立時社員 伊藤剛志

東京都足立区小台二丁目9番4号

設立時社員 成塚康之

埼玉県蕨市中央一丁目7番1号シティタワー蕨1105号

設立時社員 芹澤寿晴

千葉県市川市大洲四丁目19番12号

設立時社員 宮下由美子

上記設立時社員9名の定款作成代理人

埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目16番2号

司法書士 市川 徹